振動に係る「特定建設作業」の種類（振動規制法施行令第2条別表第２）

振動の特定建設作業とは、振動規制法で定めらている作業をいいます。

ただし、作業が開始した日に終わるものは除かれます。

特定建設作業を伴う建設作業を施工しようとする場合は、その建設作業の開始の日の７日前までに市へ届出をしてください。

振動規制法施行令第2条別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| １ | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 |
| ２ | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| ３ | 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。） |
| ４ | ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。） |